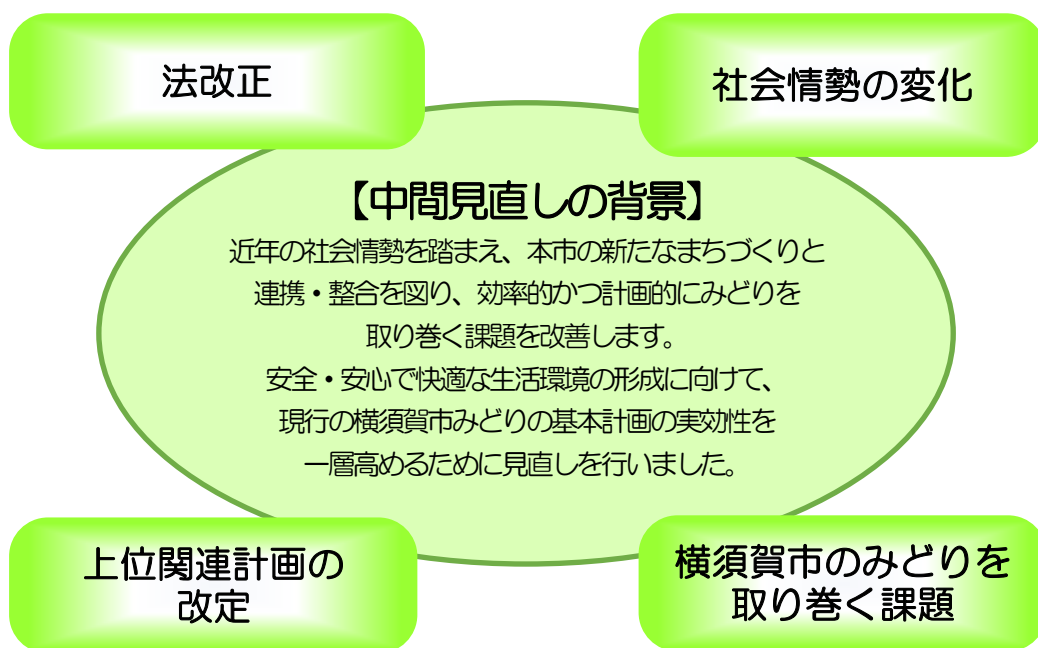


1 中間見直しの背景

新規

《中間見直しの前提事項を新規追加》

今回の中間見直しは、現行計画策定後にあった法改正や、上位関連計画の改定に加え、グリーンインフラの推進や気候変動への対応、生物多様性保全・再生の基本方針の策定の必要性やみどりの複合的な利用等のみどりに関する課題などを受け、現行計画の実効性を高めるために行いました。



2 新たな背景と課題

新 規

《現行計画書 P.36 第Ⅱ章3(1):現行計画策定後に顕在化した課題等を新規追加など(全面新規)》
現行計画策定後に顕在化した新たな背景と課題は、以下のとおりです。

① 市の最上位計画（総合計画）

YOKOSUKA ビジョン 2030※	⇒令和3年度（2021 年度）に新たに策定されました。 環境分野の未来像では、『「自分ごと」の意識が未来を守るまち』としています。
横須賀再興プラン※	⇒令和3年度（2021 年度）に新たに策定されました。 「YOKOSUKA ビジョン 2030」の未来像及び分野別未来像を実現するための事業が位置付けられています。

※概要については、P.8 参照。

② 関連法令等

都市緑地法の改正	⇒平成 29 年度（2017 年度）に改正され、市民緑地認定制度が設置され、「農地」が「緑地」の定義に位置付けられました。また、公園の管理の方針についても、緑の基本計画※の法定記載事項となりました。 ※都市緑地法第4条第1項に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称名です。
都市公園法の改正	⇒平成 29 年度（2017 年度）に改正され、都市公園において、民間活力の参入及び少子高齢化対策としての保育施設等の設置などが可能となりました。
生産緑地法の改正	⇒平成 29 年度（2017 年度）に「生産緑地」に関する要件が緩和されました。また、指定から 30 年が経過した生産緑地を市が特定生産緑地に指定することが可能となりました。
都市計画法の改正	⇒平成 29 年度（2017 年度）に改正され、新たな用途地域として田園住居地域が創設されました。

③ 市の関連計画等

横須賀市 環境基本計画 2030	⇒令和3年度（2021 年度）に新たに策定されました。 「人と自然が共生し、ゆたかな環境に親しめるまちをめざします」などといった基本目標を掲げています。
ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン	⇒令和3年度（2021 年度）に新たに策定されました。 基本方針の1つに、「脱炭素型都市への移行」を掲げ、吸収源対策として緑地保全及び緑化の推進を施策として位置付けています。
都市公園の整備・ 管理の方針	⇒令和3年度（2021 年度）に新たに策定されました。 市内都市公園の全体像を把握するとともに、抱える課題に対する将来の目指すべき都市公園のあり方及び戦略的な公園の整備・管理のあり方を取りまとめています。

④ 社会情勢の変化

グリーンインフラ	⇒みどりの保全・創出に当たり、社会が抱える課題を自然環境の機能を活かして改善するグリーンインフラの導入が推進されています。 ⇒令和2年（2020 年）7月に社会資本整備審議会により、治水対策としてのグリーンインフラの位置付けを含んだ「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」※が答申されました。 ※持続可能な流域治水への転換に関する内容です。
SDG s	⇒持続可能な開発目標であるSDG sの達成に向け、我が国でも取組が進められています。
気候変動への対応の必要性 （自然災害の激甚化）	⇒平成30年（2018年）12月に施行された「気候変動適応法」により、集中豪雨等への適応策の法的位置付けがされました。
感染症への対応の必要性	⇒新型コロナウイルスの感染拡大など、これまで経験したことのない脅威に対し、みどりが有する機能を活かした取組の実施検討が求められています。
みどりの維持管理の推進	⇒市内のみどりを、適正な状態で維持・保全することが求められています。
ボランティアの活用	⇒ボランティアの活用を継続して行うとともに、活用の方法や体制の再整備が求められています。
民有樹林地保全	⇒民有樹林地の所有者が高齢化等する中で、民有樹林地を、安全性及び景観面などにおいて、良好な状態で保全することが求められています。
デジタル社会におけるみどりの重要性	⇒DTF の導入によるまちの発展とともに、みどりの保全・活用等を図ることの重要性が増しています。
観光資源としてのみどりの活用	⇒みどりを保全するだけでなく、地域活性化の一環として、観光資源としての活用が求められています。

⑤ 市が抱える課題

樹林地の荒廃 （防災面から安全なみどりの保全）	⇒「安全性を最優先」に考えた樹林地（みどり）の保全が求められています。
斜面緑地の崩壊のおそれ	⇒崩壊のおそれがあり、保全が困難な斜面緑地は、保全にこだわることなく崩壊の防止対策の推進が求められています。また、防止対策を行う場合は、可能な限り緑化等を行うことが望まれ、緑化した場合は、維持管理について検討しなくてはなりません。
農地の減少 （都市農地の保全・活用）	⇒生産緑地等の農地を、市内のみどりを形成する大事な要素として保全し、活用していくことが求められています。

3 今後、特に注力すべき事項

新規

《計画期間後半に注力すべき事項を新規追加(全面新規)》

中間見直しでは、今後、計画期間の後半において「特に注力すべき事項」として、以下の事項に取り組むことが必要であると、取りまとめを行いました。

(1) 気候変動等に適応する樹林地の保全

① 気候変動適応に関する取組の必要性

近年は地球温暖化に対する懸念が強まり、化石燃料の大量消費など人為的な要因による気候変動への関心が強まっています。

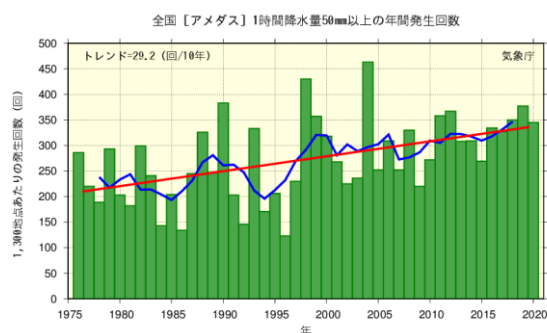
また、「気候変動適応法（平成 30 年（2018 年）12 月施行）」により、適応策の法的位置付けが明確化され、国や地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。

その背景として、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、生物の分布地域の変化など、気候変動による影響がすでに顕在化し、今後さらに深刻化するおそれがあると考えられています。

ア 強雨の発生回数の増加

【気候変動による影響の例】

アメダスの観測によると、日本では 1 時間降水量 50mm 以上の短時間強雨（滝のように降る雨）の発生回数が増加傾向となっています。降水量は年ごとの変動が大きくなっており、降雨パターンの変化が予測されています。



全国の 1 時間降水量 50mm 以上の年間発生回数の経年変化（1976～2020 年）

出典：気象庁ホームページ

(https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/extreme/extreme_p.html)

イ 台風の大型化

【気候変動による影響の例】

気象庁の観測では、台風の発生個数、日本への接近数、上陸数には、長期的な増加や減少の傾向は見られませんが、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第 5 次評価報告書によると、地球温暖化の進行による海水温の上昇に伴って、台風など熱帯低気圧の強さが増す可能性が指摘されています。

② 本市が抱える樹林地等の現状と課題

ア 地形等の特徴（入り組んでいる・斜面緑地が多く、民家と近接している）

本市は、複雑に入り組んだ谷戸地形や、地震による土地の隆起と氷河の発達・後退による海面の変動により陸地となった海成段丘が多くあります。

さらに、谷戸等には、斜面緑地と近接した民家が、多数存在しています。



斜面地と近接した民家
（横浜市内の谷戸地域）

イ 地質の特徴（表土が薄い）

本市の地質は、岩盤（粘土）の上に薄い表土が堆積しており、地滑りしやすい地質となっています。

ウ 樹林地の現状（大木化・老木化、表土流出、ナラ枯れ等）

かつて樹林地は、農漁業具や薪炭林として利活用されており、適度に人の手が入られていました。しかし、1960 年代（昭和 35 年代）以降になると、樹木が利用されずに放置されるようになったため、大木化・老木化が進行しました。

そして、維持管理が行われない樹林地は、林床への日照不足により、植物が育たず、地面が露出することによって、表土流出等の荒廃が進み、防災的観点での維持管理が必要となっています。

また、平成 29 年（2017 年）以降三浦半島に広がっているナラ枯れも、大木化が要因の一つとされています。

その他にも、大木化により、腐朽菌の侵食の容易化や強風時の落枝・根返り、材活用の困難化も問題となります。



前田川上流部左側法面の
岩盤の上の薄い表土（秋谷）

③ 斜面緑地等

ア 土砂災害警戒区域等

神奈川県が、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づき、急傾斜地を中心に広く土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）を指定しています。

本市は、土砂災害警戒区域として、1,282 箇所が指定され、居住エリア内にも存在し、県内では、横浜市に次いで多い箇所数となっています。（令和 3 年（2021 年）5 月時点）

また、谷の上部に位置する集水地形（〇次谷）では、斜面崩壊や土石流の発生の傾向があると言われてしています。

《参考》

以下のホームページにおいて、本市の土砂災害警戒区域等を確認することができます。

① 神奈川県土砂災害情報ポータル

<https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

② よこすか わが街ガイド

<https://www2.wagmap.jp/yokosuka-sp/>



①の QR コード

イ 急傾斜地の整備状況

神奈川県が、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）」に基づき、急傾斜地の整備を行い、整備率は 63.0%となっています。（令和 3 年（2021 年）3 月時点）今後も、同様に、整備を進めていきます。

④ 民有地における樹林地

ア 民有樹林地の維持管理の問題

市街化区域内樹林地保全支援制度契約者を対象に実施したアンケート（平成 30 年度（2018 年度）実施）から、樹林地を維持管理する上で、高齢化や維持管理に係る経済的な負担が問題となっていることが明らかになっています。

イ 不在地主の問題について

本市の樹林地では、所有・管理する人が不明、または連絡がとれない不在地主が増加しています。そのため、適正に維持されず、荒廃が進む樹林地が増加しています。

⑤ 今後について（みどりの量から質への転換）

今後は樹林地等のみどりは、量だけではなく安全性を最優先に考え、市民生活の安全・安心に寄与するよう、保水性の向上などの適切な管理を行いながら守っていく必要があります。

(2) 生物多様性の確保に向けた取組

① 生物多様性とみどり

植物や様々なオープンスペースのみどりを、保全・創出し、より良い状態にしていくことで、生物の生息・生育・繁殖の基盤となる場が確保され、生物多様性の確保に寄与すると考えられます。



生物多様性が豊かな都市のイメージ

出典：国土交通省「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」

(<https://www.mlit.go.jp/common/001231886.pdf>)

② 生物多様性地域戦略

ア 生物多様性地域戦略とは

生物多様性基本法第十三条に基づき、市町村が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する、基本的な計画を定めることとされ、策定は努力義務となっています。

また、この戦略は、各地域における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画であり、以下の事項を定めるものとされています。

生物多様性地域戦略は、次の事項を定めるものとされています。

(生物多様性基本法第13条第2項)

1. 生物多様性地域戦略の対象とする区域
2. 当該区域内の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
3. 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
4. 前3号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

イ みどりの基本計画と生物多様性地域戦略について

i 一体化の可能性について

みどりの基本計画と生物多様性地域戦略は、いずれも本市の自然環境を中心としたみどりの保全・活用・創出に向けた方針や取組（施策等）を策定する必要があることから、現行計画の内容を精査し、足りないものを補い、内容の重複を解消させる必要があります。



トウキョウサンショウウオ

県内では茅ヶ崎市や相模原市、近隣地域では、東京都羽村市や東久留米市などが、いわゆる「緑の基本計画」と「生物多様性地域戦略」を一体化させており、全国に広がりを見せています。

ii 一体化の有意性について

みどりの基本計画と生物多様性地域戦略を一体的に策定することで、以下のような利点が見込めます。

【一体化の利点】

- ◇自然や生物を関連付けた将来像及び基本的な方針が定められ、目標が明確になります。
- ◇自然や生物に対する課題が一本化され、取組の方向性が定めやすくなります。
- ◇自然や生物の関係性を考慮した施策を策定することで、取組の意義が明確になります。
- ◇関連または類似した施策を集約することで、無駄なく効率的に取り組むことができ、施策を円滑に推進することができます。

iii 一体化に際しての必要事項

みどりの基本計画と生物多様性地域戦略の一体化に向け、現行計画の記載事項と合わせて、以下の事項の整理が必要になります。

【必要事項】

- ◆生物多様性地域戦略の目的を再確認する必要があります。
- ◆現行計画で整理している本市の自然環境の課題と合わせて、生物多様性地域戦略の中でも課題を整理する必要があります。
- ◆将来像や目標、基本方針は、現行計画と生物多様性地域戦略の両方を見据えて設定する必要があります。
- ◆現行計画に掲げている施策以外で、生物多様性地域戦略にとって有効な施策を検討する必要があります。

③ 生物多様性確保に向けた具体的な取組（里山的環境保全・活用事業）

現在、本市では、生物多様性確保に関する取組の一つとして、「里山環境保全・活用事業」を行っています。

ア 里山的環境保全・活用事業における生物多様性とは

里山の環境は、人と自然が共生する場であり、地域において、現在、絶滅危惧種と言われる生物の大半が里山の環境に生息していました。里山の環境を再生・保全することは、これらの生物の生息場を再生・保全していくことであり、ひいては生物多様性の確保にもつながります。

国の取組をみると、環境省では平成 22 年（2010 年）の COP10（生物多様性条約第 10 回締約国会議）を契機とした「SATOYAMA イニシアティブ」の効果的な推進に向けて、広く参加を呼び掛けています。

また、本市では、市民等へ身近に自然とふれあえる場を提供するため、平成 25 年度（2013 年度）から長坂地区などにおいて里山的環境保全・活用事業に着手し、樹林地管理や復田等を継続して行っています。



樹林地管理



復田作業

イ 今後の事業展開に向けた課題

i 人員の確保

里山的環境保全・活用事業を継続させるためには、日常の維持管理や新たな場を開墾するための人員確保が重要になります。また、世代を超えた協力体制や、後継者を育成することも不可欠です。これらは、日常的な環境の変化に目を配りその里山に対する思いを持った市民等による協力が望まれます。

ii 財源の確保

里山的環境保全・活用事業を継続するためには、行政、民間及び市民等が協働で取り組むことが重要です。また、継続して取り組むためには、人的資源と、活動の継続に必要な財源を確保することが重要です。そのため、民間や市民などのボランティアへの参加に加え、財源確保のための体制づくりが必要です。

④ 今後について

今後は、みどりの基本計画と生物多様性地域戦略との一体化を検討するとともに、生物多様性の確保に関する取組を、継続して行うための体制づくり等が必要です。

(3) 生産緑地の保全に向けた取組

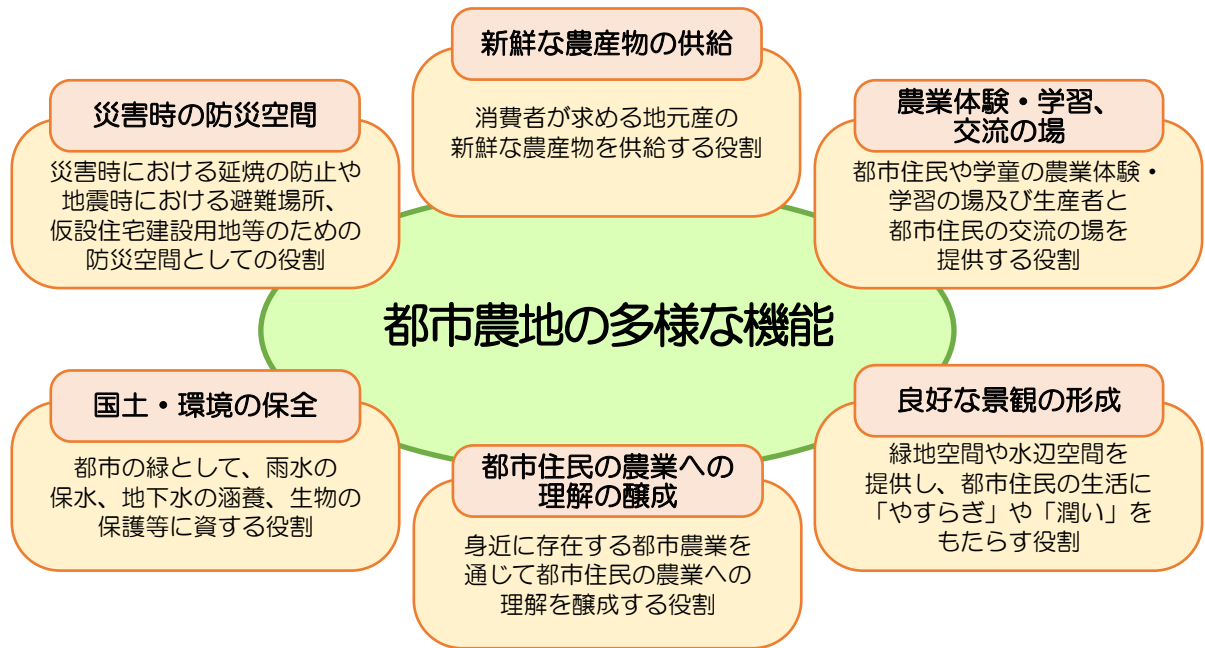
① 農地は「みどり」

平成 29 年（2017 年）の都市緑地法の改正により、これまで位置付けが不明確だった「農地」が「緑地」の定義に含まれることが明記されました。

<参考>

都市農地の機能

都市農業振興基本法の第3条に規定されるとおり、都市農地は、新鮮な農産物の供給の他に多様な機能があるとされています。



都市農地の機能図

出典：農林水産省・国土交通省_都市農業振興基本法のあらまし

② 生産緑地とは

生産緑地とは、市街化区域内の農地のうち、農林漁業と調和した都市環境の保全や災害の防止等、良好な生活環境を確保するため、「生産緑地地区」として計画的に保全することを都市計画で定めた農地です。

生産緑地地区内の土地では、原則としてその指定から 30 年は農地として適正に管理することが義務付けられており、建築物等の新築・増改築の行為などが禁止される一方で、税制優遇を受けることができます。

③ 生産緑地に関連する法改正

都市農地の振興及び都市農地の保全を推進するため、平成 29 年（2017 年）に生産緑地法の改正がありました。

ア 農地の面積要件の緩和

生産緑地地区の面積の下限を、条例により「500 m²以上」から「300 m²以上」まで引き下げることが可能となりました。この法改正を受け、本市でも令和 2 年（2020 年）4 月に条例改正を行い、面積要件を「300 m²以上」に引き下げました。

イ 特定生産緑地制度

指定から 30 年を経過する生産緑地が、それ以降も安定した営農環境を築けるように、生産緑地所有者等の意向をもとに、市が特定生産緑地として指定することが可能となりました。特定生産緑地に指定されることで、所有者は生産緑地と同様の税制優遇が適用されるとともに、今後は指定から 10 年ごとに継続の可否を判断することができます。

④ 生産緑地の現状

ア 2022 年問題

生産緑地制度は、令和4年（2022年）に当初指定（平成4年（1992年））から30年を迎えます。指定から30年を経過した生産緑地の所有者が買取申出をしたにも関わらず、市町村が買い取らなかった場合、農地以外の利用が可能となるため、これまで保全されてきた生産緑地が急激に宅地化され、多くのみどりが失われることが懸念されています。

イ 横須賀市の生産緑地の現状

i 生産緑地の推移

令和4年（2022年）に指定から30年を迎える生産緑地は、147地区・19.4ha（令和3年（2021年）3月時点）あります。

生産緑地地区の推移

	平成4年 (当初指定)	令和2年	令和4年に期限を 迎える地区
面積	23.1ha	25.1ha	19.4ha
地区数	167地区	168地区	147地区

ii 生産緑地所有者の意向（特定生産緑地への指定申出）

令和元年度（2019年度）に生産緑地所有者を対象とした説明会を実施し、令和2年度（2020年度）に特定生産緑地への指定の申出を受け付けました。その結果、令和4年（2022年）に期限を迎える約8割の生産緑地の所有者から、この指定への申出がありました。

⑤ 今後について

今後は、市街化区域内の農地である生産緑地を、大事なみどりとして保全していくため、地権者に対し、特定生産緑地への移行に関する情報の提供等を行っていきます。



都市の緑地として
位置づけられている生産緑地

(4) 新たな制度等の取組

① 市民緑地認定制度

ア 「市民緑地認定制度」とは

平成 29 年度（2017 年度）の都市緑地法の改正により、新たに設けられた制度です。

この制度により、民有地を地域住民の利用に供する緑地として整備・管理する者が、設置管理計画を作成・申請し、市区町村長の認定を受けて、一定期間緑地を整備・活用することができるようになりました。

イ 市民緑地認定制度の意義

民間主体による空き地や企業所有地等を有効活用し、地域住民の利用に供する緑地または緑化施設として提供する取組を促進することにより、緑地やオープンスペースが不足している地域における地方公共団体の財政支出を伴わないみどりの創出と保全を推進します。

民間主体	地方公共団体
○市区町村の認定を受けることにより、企業が行う地域貢献や社会貢献活動（CSR）、緑地の管理を通じた社会課題の解決等に対し、公的な位置付けが与えられる。 ○必要な施設整備に要する費用の一部に対し、国の支援が受けられる。など	○民間事業者が設置・管理運営の主体となるため、緑地の設置・管理運営に伴う地方公共団体の財政負担の軽減や、当該認定市民緑地を活用した地域の活性化が進む。 ○住民一人当たりのオープンスペース面積を増加できる（住民一人当たりの都市公園面積として算定することができる）。 ○認定した設置管理計画に基づき管理が行われるため、広場空間の管理運営水準を、法的に担保することができる。など

さいたま市中川自治会広場

⇒自治会が活動に使う広場として認定



ノリタケの森

⇒ノリタケカンパニーリミテド本社敷地の一部を、市民緑地として認定



出典：都市緑化機構_市民緑地認定制度の概要

(https://urbangreen.or.jp/wp-content/uploads/2019/10/shiminryokuchininteiseido_gaiyo.pdf)

② グリーンインフラの取組

ア グリーンインフラとは

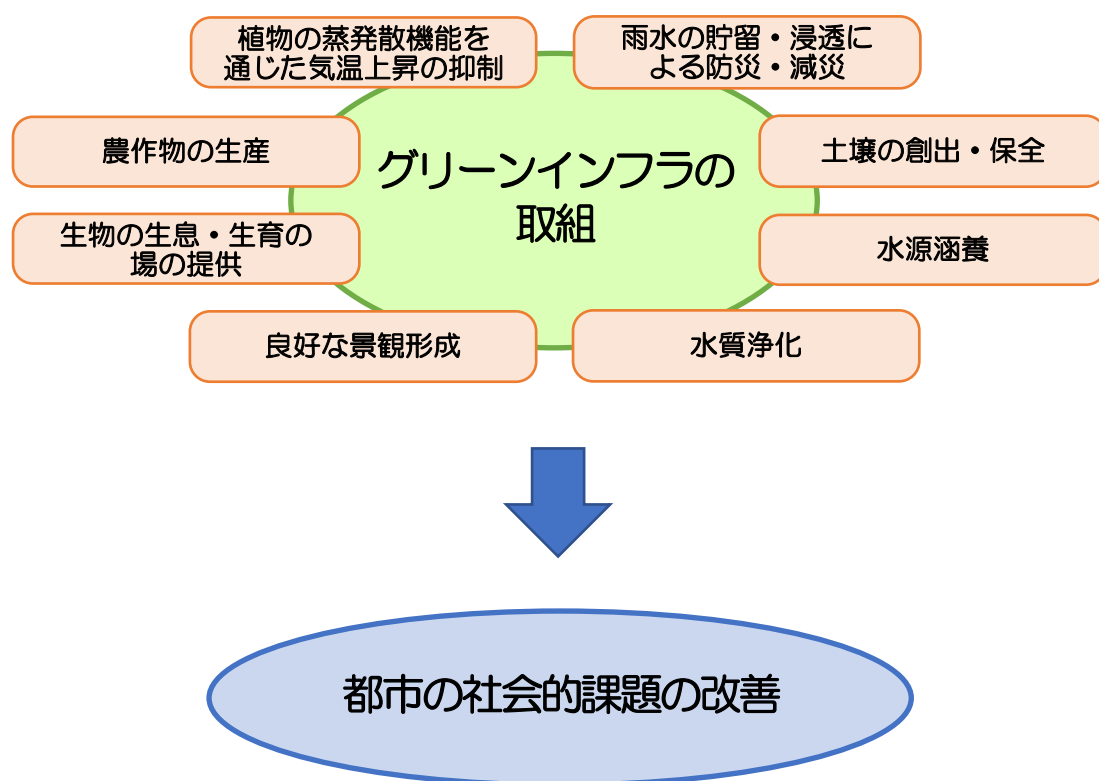
グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。

グリーンインフラの特徴と意義として、施設や空間そのものが多様な機能を有することを示す「機能の多様性」、地域住民との協働や民間企業との連携により、多様な主体が維持管理等に関与することを示す「多様な主体の参画」、自然環境の変化などにより新たな機能が発揮することを示す「時間の経過とともにその機能を発揮する（「成長する」または「育てる」インフラ）」といった3つの点が挙げられます。

（グリーンインフラ推進戦略の概要（令和元年7月）/国土交通省より抜粋）

イ グリーンインフラの取組の推進について

国土交通省において、平成27年度（2015年度）に閣議決定された国土形成計画や第4次社会資本整備重点計画等を踏まえ、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取組が推進されています。



グリーンインフラの取組図

出典：国土交通省「グリーンインフラ推進戦略」について

ウ グリーンインフラ実施の主な視点

グリーンインフラとは、以下のような効果があると考えられています。

i 生物の生息・生育・繁殖の場の確保

樹林地や街路樹のみどりの環境や、河川の水辺環境等は、人々に潤いと安らぎの場となるとともに、水・みどりのネットワークを形成することで、多様な生物の生息・生育・繁殖の場となります。

ii 雨水の貯留・浸透等の治水による防災・減災

水害やヒートアイランド現象に対して、都市空間（公園、池、歩道、建築物等）を最大限に有効活用して、緑化と並行して雨水貯留・浸透施設等を整備することで、暑熱緩和と合わせて総合的な治水対策を推進できます。

iii 良好な景観形成

建築物等による人工的な都市空間が形成されている中で、公園や歩道への植栽をはじめ、街路樹等においてみどりを創出することで緑陰による快適な都市環境を提供するとともに、みどりと都市空間が調和した良好な都市景観が形成されます。

iv 植物の蒸発散機能を通じた気温上昇の抑制

都市部を中心としたヒートアイランド現象等による気温上昇に対し、樹木や植栽された緑からの蒸発散による微気象の緩和を促し、気温の上昇を抑制できます。



グリーンインフラの例
(雨水の浸透による減災・良好な景観形成・
気温上昇の抑制)

エ 本市におけるグリーンインフラに関する取組の可能性

本市においても、グリーンインフラが有する自然環境の多様な機能を活用することは、以下の課題の解決に、有効な取組と考えられます。

i 防災・減災

多くの斜面地が存在する本市では、雨水の流入経路等を考慮した流域単位で、治水に取り組むことで減災が期待できます。また、市街地を中心に、急傾斜地や緩傾斜地などの斜面林が崩壊することで、宅地等へ被害を及ぼすおそれがあります。そのため、下草刈や樹木の剪定、間引き等の適正な維持管理を通じて、保水性を向上するとともに、斜面林の崩壊を防止するなど、安全な斜面緑地を維持していきます。

ii 健康の増進

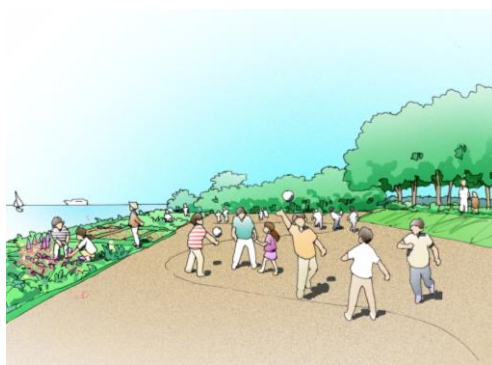
本市は三方が海岸に面しているほか、大楠山を中心とした丘陵部が見られるなど、多様な自然環境に恵まれています。また、高齢者をはじめとした市民が、水やみどりに囲まれてスポーツや体を動かすことなどにより、人々の健康の増進に貢献できる場となります。

iii 生物多様性の確保

過去に多く存在した谷戸田を中心とした里山的環境の再生により、本市特有の原風景の復元だけでなく、生物多様性の確保に多大に貢献するとともに、人々の自然へのふれあいの場の提供が図られます。



防災・減災（樹林地の適切な維持管理による斜面林の崩壊の防止）



健康の増進
（自然の中での運動及び憩いの場の提供）



生物多様性の確保
（生物の生息・生育・繁殖の場の確保）
（里山的環境を再生した公園づくり）

③ 今後について

新たな制度の導入やグリーンインフラの推進を検討し、実施していく必要があります。

《現行計画書 P.38 第Ⅱ章3(2):現行計画策定後に顕在化した課題等を朱書きにて追加し、背景と課題等を再整理》

現行計画策定時の「背景と課題」に、策定後に新たに顕在化した「背景と課題」を加え、再整理を行いました。

背景と課題（主なキーワード）

※朱書き箇所が、追加及び更新等した事項です。

①市の最上位計画（総合計画）

- YOKOSUKA ビジョン 2030
- 横須賀再興プラン

②関連法令等

- 都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市計画法の改正
- みどりの基本条例（市）
- 都市緑地法（運用指針の改正）
- 生物多様性基本法
- 国土強靱化基本法
- （仮称）生物多様性国家戦略 2021
- 外来生物法
- ヒートアイランド対策大綱
- 首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン

③市の関連計画等

- 横須賀市環境基本計画 2030
- 都市計画マスタープラン
- 景観計画
- ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン
- 都市公園の整備・管理の方針（公園の配置や機能の適正化、公園の利活用の促進）

④社会情勢の変化

- 生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）
- 東日本大震災
- 超高齢社会の到来
- グリーンインフラ
- 流域治水への転換
- SDGs
- 気候変動への対応の必要性（自然災害の激甚化）
- 感染症への対応の必要性
- みどりの維持管理の推進
- ボランティアの活用
- 民有樹林地の保全
- デジタル社会におけるみどりの重要性
- 観光資源としてのみどりの活用

⑤市が抱える課題

- 急激な人口減少
- 少子高齢化
- 樹林地の荒廃（防災面から安全なみどりの保全）
- 特定外来生物等への対策の必要性
- 斜面緑地の崩壊のおそれ
- 農地の減少（生産緑地等の都市農地の保全・活用）

⑥市民意見・市外居住者イメージ

- 自然に恵まれている
- 自然に関する取組に対する一定の評価あり
- 本市の自然環境の良さは市外居住者に認知されていない
- 地域によって偏りある公園配置
- 都市公園施設等の老朽化
- 生物の生息環境が劣化している
- 里山的環境の減少
- 子育て世代の自然環境へのふれあいニーズ多数
- 自然環境にふれあえる場所やイベント等の情報を提供してほしい
- 自然環境の保全を進めてほしい
- 自然災害を防ぐための整備をしてほしい

⑦自然環境における課題

- 緑被率の低下
- 樹林地の荒廃（再掲）
- 極端気象による被害の増加
- みどりの防災機能の確保
- 特徴的な自然環境の減少
- みどりのネットワークの分断・縮小
- みどりの質の低下
- 生物多様性への配慮（生物の種・個体数の減少、生態系への影響）

⑧現行計画策定

（平成 28 年（2016 年）3 月）以降の取組

- 現行計画（平成 28 年（2016 年）3 月策定）の 60 の施策の内、9 割の施策で一定の成果あり
- みどりの基本条例の制定
- 緑被率調査の実施
- 里山的環境保全・活用事業の推進
- 横須賀エコツアー推進事業の実施
- 継承の森の設置
- 三浦半島自然環境に関わる行政連絡会議等他都市との連携
- 自然環境活動団体連絡会議の開催
- 市民緑地の設置
- 未達成・未着手施策の再検討・整理

みどりの基本計画に反映すべき事項（主なキーワード）

※朱書き箇所が、追加及び更新等した事項です。

○ 市民等のみどりとの関わり

- ・ みどりに親しむ気運の高揚
- ・ 豊かなみどりとみどりに対する意識や活動の継承
- ・ みどりに対する市民等による活動の推進
- ・ みどりを通じた環境教育・環境学習の推進
- ・ 活動の場の確保
- ・ 発展的な市民協働の推進
- ・ みどりに精通した人づくり
- ・ 自然環境に関する活動支援
- ・ 様々な主体との連携・役割分担による取組
- ・ **グリーンインフラの取組**
- ・ **SDGs達成を意識した施策展開**

○ 安全・安心への対応

- ・ 誰もが安心して利用できるみどりの場づくり
- ・ 公園施設等の防犯対策
- ・ 都市公園等を防災・減災対策に活用
- ・ 大規模災害時への備え
- ・ 気候変動に起因する豪雨や大型台風への対応
- ・ 適切な樹林地管理（倒木・土砂崩れ防止）
- ・ **持続可能な流域治水**
- ・ **安全性を最優先とした斜面緑地の保全**

○ 生物多様性の確保

- ・ 生物多様性の確保の必要性
- ・ 生物の生息環境等の変化への対応
- ・ 自然環境の保全・再生・活用の推進
- ・ 自然植生及び貴重な植物の保全
- ・ 水辺環境の保全・再生
- ・ **生物が生息する環境としての里山的環境の保全・再生**
- ・ 生態系に配慮したみどりのネットワークの形成
- ・ 外来生物への対策
- ・ **本計画と生物多様性地域戦略との一体化を検討**

○ 身近なみどりの保全・創出

- ・ 市街地のみどりの充実
- ・ 目に見えるみどりの充実
- ・ ヒートアイランド対策
- ・ **CO₂吸収源としてのみどりの創出（都市緑化）**
- ・ 公園施設等の老朽化対策
- ・ 市民ニーズに配慮した公園等の適正配置
- ・ **都市公園の管理方針（積極的な利活用など）**
- ・ **生産緑地の保全**
- ・ **緑地・オープンスペースの確保**

○ みどりとふれあえる場づくり

- ・ 身近に親しめふれあえるみどりの保全・創出
- ・ 子どもや高齢者など誰でも利用しやすい場づくり
- ・ プロムナードや散歩道の充実による回遊性の確保
- ・ 健康の増進に向けた活用
- ・ みどりによる人々の交流・観光への貢献（地域活性化）
- ・ 自然環境に対する自主的な活動の促進
- ・ みどりの積極的な活用
- ・ **市民がみどりにふれあえる場としての里山的環境の再生・維持**
- ・ **みどりを活用した観光の振興**

○ 横須賀らしい景観の保全

- ・ 横須賀らしい都市景観や自然的景観等の保全
- ・ 谷戸や斜面緑地など地形が織りなす特徴ある景観の保全
- ・ 歴史的・文化的資産と一体となったみどりの保全と活用
- ・ みどりを活かした街なみづくり
- ・ 市の顔となる街なかの景観を彩るみどり

○ まとまりのあるみどりや貴重なみどりの保全

- ・ **CO₂吸収源としてのみどりの保全（緑地保全）**
- ・ 骨格となる丘陵部のみどりの保全
- ・ 自然植生や天然記念物のみどりの保全

見直し結果

背景や課題を再整理し、現行計画を見直した結果、現行計画の骨格となる基本理念や将来像などは、課題等に対応していることがわかりました。

しかし、具体的な取組が必要であることから、新たな施策として、取り組むこととします。

【新たな施策】

気候変動等に適応する樹林地の保全	生物多様性の確保に向けた取組
生産緑地の保全に向けた取組	新たな制度等の取組